

消費税 **軽減税率制度**

説明会のご案内

平成31年10月1日から、「酒類・外食等を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されます。

軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけでなく、全ての事業者の方に関係のある制度です。

準備に向けた第一歩として、制度を知ることから始めませんか？

【日 時】 平成29年11月14日（火）午後2時～午後4時

【会 場】 宮津商工会議所3階 大会議室

【講 師】 宮津税務署
宮津商工会議所（※軽減税率対策補助金についてご説明いたします。）

【参加料】 無料

【対 象】 中小事業者等 定員40名 ※先着順、定員になり次第、締め切ります。

【主 催】 宮津商工会議所

【共 催】 宮津税務署、(公社)宮津納税協会

【申込み】 宮津商工会議所 電話 0772-22-5131
FAX 0772-25-1690

消費税軽減税率制度説明会申込書 宮津商工会議所行き FAX 0772-25-1690

企 業 名		電 話 ()
参加者氏名		
参加者氏名		